

広島県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年十月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更	
名 称	所 在 地	事 項	変 更 後	所 在 地	変 更 後
世羅町宇津戸自治セン ター	世羅郡世羅町大字宇津戸二 八九八番地	所在地	世羅郡世羅町大字宇津 戸一四九一番地一	所在地	世羅郡世羅町大字伊尾 一九六九番地一
世羅町伊尾自治セン ター	世羅郡世羅町大字伊尾一九 五〇番地四	所在地	世羅郡世羅町大字伊尾 一九六九番地一	所在地	世羅郡世羅町大字伊尾 一九六九番地一